

委員会（委員長 尾高朝雄）が設置されていることは、御了知の通りであります。

昭和24年度においては、本会議に対する政府の諮問は、文部省所管の研究費（科学研究費交付金・科学試験研究費補助・人文科学研究費補助等）だけについてでありました。しかし、科学技術の振興方策を全般的に考えるためには、文部省所管のもののみに限らず各省関係の全般に亘り、広く審議する必要があり、日本学術会議法第4条第1号及び第2号は、かような考えに立脚するものと思われ

ます。ついで、昭和25年度の研究費予算を立案するに際しては、各省とも、予め本会議へ諮問するように取り計らい下さい。

右日本学術会議法第5条によつて勧告します。

1-22

総発第438号 昭和24年8月10日

各大学長 殿

日本学術会議会長 亀山直人

大学における聴講・転学の自由について（申入）

大学において聴講・転学の自由を認めることは学術振興のために極めて有益であると思われ

ます。大学において通則を作成される場合には、これらの自由を必要にして可能な限り原則として認めるよう配慮されることを希望します。

なお、このことは、4月28日本会議第3回総会において可決され、5月7日付で内閣総理大臣及び文部大臣あてに、大学法（仮称）作成の場合に考慮されるよう申し入れてあります。

1-23

総発第476号の1 昭和24年9月6日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀山直人

団体等規正令について（勧告）

政府は、近時団体等規正令を広い範囲に適用しようとしているように見えるが、学術団体に対して同政令を適用することは、同政令の本来の目的を逸脱し、学問研究の自由を害するおそれがある。学術の研究を目的とする団体に同政令を適用する場合には、極めて慎重な態度を採られるように勧告する。

1-24

研究第394号の1 昭和24年9月6日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀山直人

法隆寺の修理工事について（申入）

法隆寺の火災により日本における最も貴重なる古文化資料の一つを失つたことは、国民の等しく責任を感じ遺憾とするところである。日本学術会議は学術資料保存の立場からこれを重視し、特別委員